

査証制度

(特105条92~105条92910)

- ✓ 1. 105条92
- ✓ 2. 105条9292
- ✓ 3. 105条9293
- ✓ 4. 105条9294
- ✓ 5. 105条9295
- ✓ 6. 105条9296
- ✓ 7. 105条9297
- ✓ 8. 105条9298

(105条9299. 1010省略)

テープコード

--	--	--

特許法105条の2：査証人に対する査証の命令

- 1項：裁判所は、侵害訴訟において、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持する書類等について証拠の収集が必要であると認められる場合において、侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によっては、当該証拠の収集ができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。
- ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受ける当事者の負担が不相当なものとなるときは、この限りでない。(相当性)
- 2項：査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 1号：侵害を疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由 (蓋然性)
- 2号：査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地
- 3号：立証されるべき事実及びこれと査証により査証により得られる証拠との関係
- 4号：申立人が自ら又は他の手段によっては、前号の証拠収集ができない理由 (補充性)
- 5号：105条の2の4第2項の裁判所の許可を受けようとする場合にあっては、当該許可に係る措置及びその必要性
- 3項：裁判所は、1項の命令後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至ったときは、(職権で) その命令を取り消すことができる。
- 4項：査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

by 青本

1週間以内にお不服申し立て

特許法105条の2の2：査証人の指定等

- 1項：査証は、査証人がする。
- 2項：査証人は、裁判所が指定する。
- 3項：裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができる。

特許法105条の2の3：忌避

除外の規定は存在するか。

- 1項：査証人について誠実に査証をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避できる。査証人が査証をした場合でも、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
- 2項：民214条2項から4項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合において、同条2項中「受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

テープコード

--	--	--

特許法105条の2の4：査証

- 1項：査証人は、105条の2第1項の命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（査証報告書）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
- 2項：査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。
- 3項：執行官は、105条の2の2第3項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。
- 4項：前2項の場合において、査証を受ける当事者は、査証人及び執行官に対し、査証に必要な協力をしなければならない。

特許法105条の2の5：査証を受ける当事者が立入りを拒む場合等の効果等

査証を受ける当事者が前条2項の規定による査証人の工場等への立入りの要求若しくは質問若しくは書類等の提示の要求又は装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置の要求に対し、正当な理由なくこれらに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

特許法105条の2の6：査証報告書の写しの送達等

- 1項：裁判所は、査証報告書が提出されたときは、その写しを、査証を受けた当事者に送達しなければならない。
- 2項：査証を受けた当事者は、査証報告書の写しの送達を受けた日から2週間以内に、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことを申し立てることができる。（非開示の申立）
- 3項：裁判所は、前項の規定による申立てがあつた場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないこととすることができる。
- 4項：裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。
- 5項：第2項の申立てを却下する決定及び第3項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

<ポイント> ニニは「訴訟代理人」のみ

テープコード

--	--	--

特許法105条の2の7：査証報告書の閲覧等

本証報告書送達日から2週間

- 1項：申立人及び査証を受けた当事者は、前条2項の期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条3項の規定により全部を開示しないこととされた場合を除き、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあつては、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 2項：前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。
- 3項：民訴 91 条4項及び5項の規定は、第1項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条4項中「前項」とあるのは「特 105 条の2の7第1項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。

特許法105条の2の8：査証人の証言拒絶権

- 1項：査証人又は査証人であった者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。
- 2項：民訴 197 条2項（証人が黙秘義務免除を免除された場合は証言拒絶不可）の規定は、前項の場合に準用する。

[200年の2]

査証人は査証人であった者が査証に関し知得た秘密を漏らし、又は盗用したときは、以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せらる。

特許法105条の2の9：査証人の旅費等

査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律中これらに関する規定の例による。

特許法105条の2の10：最高裁判所規則への委任

この法律に定めるもののほか、105条の2から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

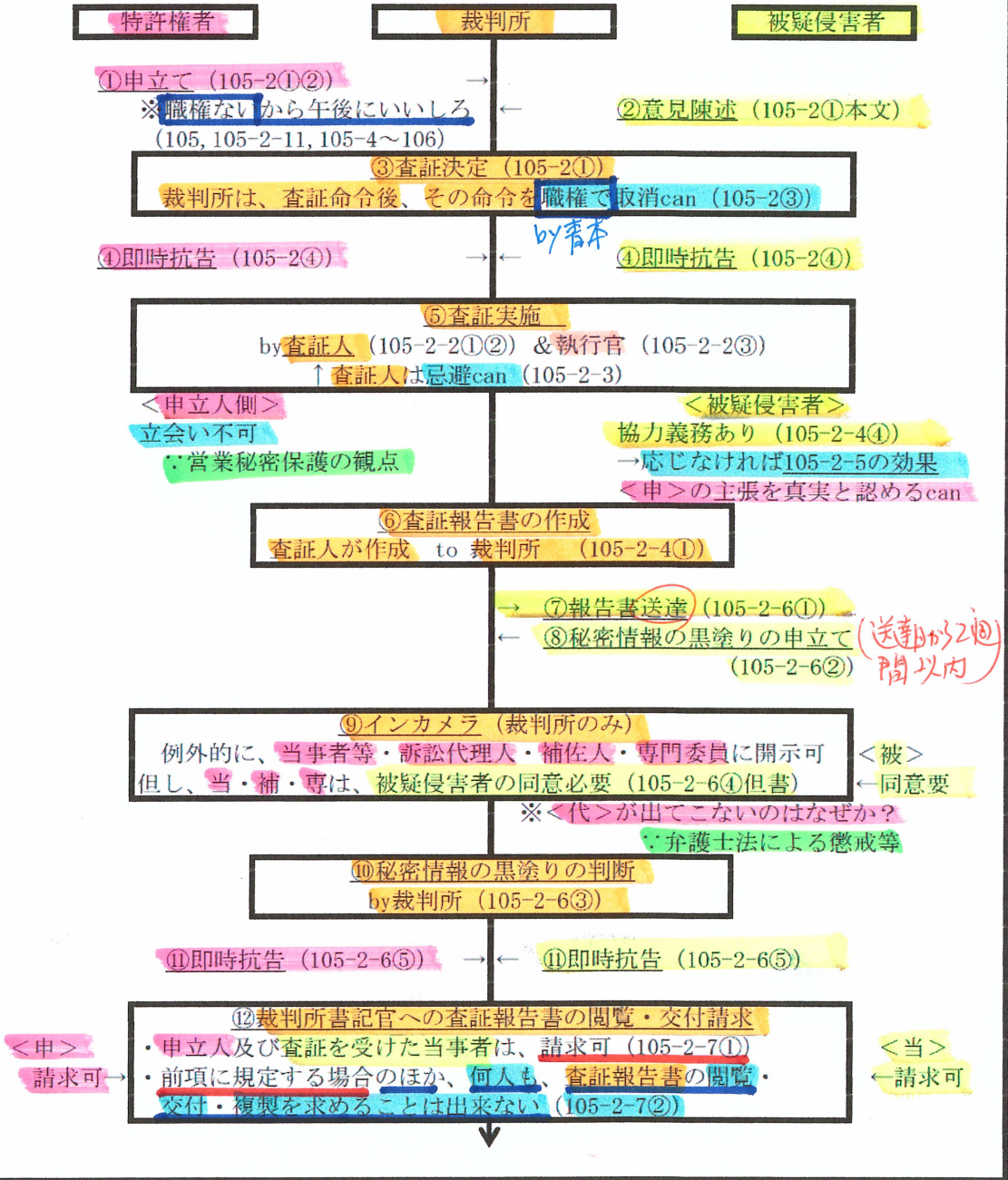
テープコード

--	--	--

特許法105条の2～105条の2の10

【査証制度】

∴ 方法の発明やソフトウェア関連発明に係る特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行ない、裁判所に報告書を提出する制度 (特105-2～105-2-10)



テープコード

--	--	--